

④ 4月から6月は不正大麻・けし撲滅運動月間です

5月から6月にかけて、庭先などで美しい花を咲かせるけしには、植えてはいけない種類があるのをご存知ですか。

植えてもよいけしは、「ひなげし」、「おにげし」、「あざみげし」などで、全体に毛が多く生えています。

反対に、植えてはいけないけしには全体に毛がほとんど無く、葉や茎は白っぽい緑色をしており、茎は太く、葉が茎を巻き込むようにして付いているのが特徴です。

植えてはいけないけしや大麻草を栽培することのないように十分注意しましょう。けしの見分け方についてわからないことや、植えてはいけないけしや大麻草を見かけたときは、ご連絡ください。

植えてはいけない けし
開花時期 春～夏



ソムニフェルム種



セティゲルム種



詳しくはこちら

問合せ 広島県健康福祉局薬務課 ☎513-3221
広島県西部保健所広島支所衛生環境課食品薬事係 ☎513-5533

⑤ 野外焼却（野焼き）はやめましょう

野外焼却（野焼き）に関する苦情や相談が寄せられています。

野外焼却（野焼き）を行うと煙やにおいが生じ、近隣のみなさんの迷惑になるほか、火災を引き起こす原因にもなりかねません。

近隣のみなさんに迷惑をかけないためにも野外焼却（野焼き）はやめましょう。

野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で原則的に禁止されています。（第16条の2）

野外焼却（野焼き）禁止の例外

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 河川敷の草焼きなど
- ② 震災・風水害・火災・凍霜害^{とうそうがい}その他の災害の予防・応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例) 災害など応急対策・火災予防訓練など
- ③ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 正月のしめ縄、門松など焚く行事
- ④ 農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例) 焼き畑、畔の草および下枝の焼却など
- ⑤ 焚火・その他日常生活の焼却であって軽微なもの
(例) キャンプファイヤーなど

問合せ 役場環境防災課 ☎820-1506



身近な議会の集い

5年ぶりに議会報告会の名称を改め、下記日程で開催します。ぜひ、お越しください。

開催日時

5月30日（木）19時～

場所

- 【平成ヶ浜地区】 町民センター 視聴覚教室
- 【坂地区】 Sunstar Hall 交流スペース
- 【横浜地区】 横浜三部集会所
- 【小屋浦地区】 小屋浦ふれあいセンター 大会議室

来てね!!



⑥ サル罠の設置について

坂町では、サルを目撃情報が急増しています。

そこで、坂町鳥獣被害対策実施隊8名により、サルを捕獲するための罠が坂地区に設置されました。

※坂町鳥獣被害対策実施隊は、野生動物による人身被害及び農作物被害を防止し、町民の皆様が安全に、安心して生活できるように罠の設置、パトロール、イノシシ等の捕獲を行っています。

鳥獣被害を防止するために、皆様のご理解とご協力をお願いします。



サルに遭遇したら

一般的に野生のサルは、臆病な動物で積極的に襲ってくることはありません。人は怖い存在だと認識させるため、サルを見かけたら、可能な範囲で追い払いましょう。ロケット花火などの飛び道具がなくても、石を投げる、音の出るものをたたき、大声を出すだけでも効果があります。

問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507



詳しくはこちら

⑦ 狩猟免許試験について

狩猟及び有害鳥獣等の許可捕獲を行うためには、狩猟免許が必要です。試験日時や会場、受験料等、詳しくはお尋ねください。

受験資格 広島県内に住所を有する者で、網・わな猟は満18歳以上、銃猟は満20歳以上の方

問合せ 広島県環境県民局自然環境課 ☎513-2933

⑧ 狩猟免許(初心者)講習会について

講習会では、試験科目となっている法律知識の解説、実技を含めた講義、猟具（わな、銃）の知識を習得できます。

猟銃で鳥獣捕獲をするためには狩猟免許のほか、銃砲所持許可も必要です。講習会日時等、受講料等、詳しくはお尋ねください。

問合せ 一般社団法人広島県猟友会事務局 ☎227-7890